

平成24年9月28日

事故情報分析タスクフォースの活動の終了について

消費者庁では、平成22年1月より「事故情報分析タスクフォース」を設置し、消費者庁独自の対応が必要な事案を抽出、分析・原因究明を推進するために必要な助言・指導を頂いてまいりました。平成24年10月1日に消費者安全調査委員会が設置されることに伴い、事故情報分析タスクフォースは活動を終了し、同年8月31日の最終会合において、これまでの活動を取りまとめましたので、お知らせいたします。

なお、報告書は10月目途に公表を予定しております。

本件に関する問合せ先

消費者庁消費者安全課 柳澤、松尾、服部

TEL : 03(3507)9201

FAX : 03(3507)9290

H P : <http://www.caa.go.jp>

平成 24 年 9 月 28 日

事故情報分析タスクフォースの活動について

1. 目的

消費者安全法による通知事案等について、消費者庁独自の対応が必要な事案を抽出、分析・原因究明を推進するために必要となる助言・指導を行う。

※消費者庁設置法案等に対する附帯決議

十四、消費者事故についての調査が、更なる消費者被害の発生又は拡大に資するものであることにかんがみ、消費者庁に集約された情報の調査分析が機動的に行えるようタスクフォースを活用し（中略）事故原因の究明、再発防止対策の迅速化をはかること

2. 活動実績

平成22年1月に設置後、全体会合を8回開催した。平成24年8月31日の最終会合において、調査・分析の検討結果等について取りまとめた。

■ 事故情報分析

消費者安全法や医療機関ネットワーク事業等により収集された事案について、10課題の対応事案を抽出、分析・原因究明を実施

■ 分析・原因究明の推進

現場調査やデータ解析等を中心に、以下について、分析・原因究明を進め、適宜、事故防止対策等を実施

- ・ 遊具利用に関する転倒・転落事故等 ・ 本棚転倒事故
- ・ 食品による消費者事故 ・ ライター火遊びによる火災事故
- ・ 子どもの転落事故 ・ 浴槽用浮き輪による溺水事故
- ・ スーパーボール等による窒息事故 ・ 家庭用品等による中毒事故
- ・ 電気製品からの火災事故（リコール・誤使用）

（参考：食品による窒息事故、階段からの転倒・転落事故、電気ケトルによる火傷）